

【重要】

本ソフトウェアをご利用頂く場合、以下のソフトウェア使用許諾契約書にご同意頂く必要がございます。

本ソフトウェアをインストールし、または使用した場合、使用者は、以下の使用許諾条件に同意したものとみなされ、係る条件によりルネサスエレクトロニクス株式会社（以下「弊社」といいます。）と使用者との間で契約（以下「本契約」といいます。）が成立したものとみなします。以下の内容に同意しない場合、本ソフトウェアをインストールまたは使用しないでください。

ソフトウェア使用許諾契約

第1条(権利の帰属)

1. 本契約は、本ソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を使用者に移転するものではなく、係る知的財産権は、当社または権利を有する第三者に留保されます。

第2条(使用許諾の範囲)

1. 本ソフトウェアは、無償で提供されます。

2. 弊社は、使用者に対し、弊社半導体製品【「R-IN32M3」シリーズ、「R-IN32M4」シリーズまたはR-INエンジンを搭載した「RZ/T1」グループ】（以下「対象デバイス」といいます。）を搭載した使用者のハードウェア製品または対象デバイスとの組み合わせにおいて使用される使用者のソフトウェア製品の設計、開発、販売その他の処分のために、本ソフトウェアを使用し、複製すること、および対象デバイスが搭載された使用者のハードウェア製品に実行形式で搭載したうえで第三者に販売、配布することを許諾します。ただし、本ソフトウェアを単体で、またはその他のソフトウェアと組み合わせ、ソフトウェア製品として第三者へ販売、頒布等することを禁止します。

3. 第2項の権利を行使するに当たりその作業の一部を第三者に委託する場合は、当該委託に必要な範囲で当該委託先に本ソフトウェアを提供し、使用し、複製させることができますものとします。ただし、使用者は、本契約にて使用者が負うのと同等の義務を当該委託先に課し、これを遵守させるものとし、当該委託先の義務の履行に関し、一切の責任を負うものとします。

4. 前各項に明示的に定めるものを除き、弊社は、使用者に対し、本契約に基づき何らの権利も許諾するものではありません。

第3条（禁止行為）

1. 前条に明示的に定めるものを除き、本ソフトウェアを使用、複製、販売、頒布等することを禁止します。

2. 本ソフトウェアを、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングその他解析行為を施すことを禁止します。

3. 本ソフトウェアに付されている弊社、弊社関係会社および第三者の著作権表示その他の権利に関する表示を除去または変更することを禁止します。

4.使用者は、本契約に明示的に定めるものを除き、本契約にもとづく権利および義務を第三者に譲渡することはできないものとします。

5.本ソフトウェアを次の用途に使用することを禁止します。

- 1) 生命維持装置。
- 2) 人体に埋め込み使用するもの。
- 3) 治療行為（患部切り出し、薬剤投与等）を行なうもの。
- 4) その他、直接人命に影響を与えるもの。

第4条(無保証)

1.弊社は、本ソフトウェア、そのダウンロードまたはインストールおよびその使用について、商品性、特定目的との合致および機能性その他の品質に関する保証、その使用結果についての保証ならびに特定技術および第三者の所有する知的財産権その他の権利の非侵害の保証を含め、明示たると黙示たるとを問わず、使用者に対し、いかなる保証も行わないものとします。

2.使用者は、本ソフトウェアを単体で評価するだけでなく、これを搭載する使用者の最終製品等システム全体で十分に評価し、自己の責任において適用可否を判断して下さい。万一本ソフトウェアに起因する損害が生じた場合においても、法令上許容される最大限度において、弊社はその責任を負いません。

3.本ソフトウェアは、各種安全装置や運輸・交通用、医療用、燃焼制御用、航空宇宙用、原子力、海底中継用の機器・システムなど、その故障や誤動作が直接人命を脅かし、または人体に危害を及ぼすおそれのあるような機器・システムや特に高度な品質・信頼性が要求される機器・システムでの使用を意図して設計、製造されたものではありません。

4.本ソフトウェアの内容は、性能/機能の向上などにより将来予告なしに変更することがあります。

5.使用者は、本プログラムに関する紛争またはその可能性を知り得た場合、速やかに弊社に通知するものとします。

第5条(輸出関連法令の遵守)

1.本ソフトウェアおよびそれらを使用して開発または製造した製品・ソフトウェア・関連技術を大量破壊兵器の開発等の目的、軍事利用の目的その他の軍事用途の目的で使用することを禁止します。また、それらの輸出に際しては、日本国の「外国為替及び外国貿易法」その他適用される国内外の輸出関連法令を遵守し、それらの定めるところにより必要な手続を行ってください。

第6条（使用者による保証）

1.使用者は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力でないことを表明し、かつ保証するものとします。

2.使用者は、使用者が企業、大学その他の団体である場合、本契約に合意した個人が使用者を代表する権限を有し、使用者を拘束する権利、権能および権限を有することを表明し、かつ保証するものとします。

第7条（有効期間）

1.本契約は、使用者が本ソフトウェアをインストールし、または使用した時点をもって成立し、本契約の定めにより解除または解約されるまで有効に存続します。

第8条（契約の解除・解約）

1.弊社は、使用者が本契約の規定のいずれかに違反した場合、直ちに本契約を解除することができます。

2.弊社は、本ソフトウェアの使用により問題が発生する場合または本ソフトウェアに適用されているソフトウェアもしくは技術に係る弊社と第三者との契約が終了した場合等合理的な理由がある場合、合理的な期間を定め、その後本契約を解約することができます。

3.使用者は、本ソフトウェアをアンインストールすることにより、いつでも本契約を解約することができます。

4.本契約が解除または解約された場合、使用者は、それ以降、本ソフトウェアを使用してはならないものとし、速やかに本ソフトウェアのアンインストールおよび削除を行うものとします。

5.本契約が解除または解約された場合においても、第3条から第5条まで、および第9条の規定は、対象事項が存在する限り有効に存続するものとします。

6.本契約のある規定または条件が何らかの点において無効、違法または強制不能とされた場合は、その限度でのみ本契約の効力が否定されるのであって、その他の全ての規定および条件についての有効性、適法性または強制可能性に影響を与えるものではありません。

第9条（準拠法および管轄）

1.本契約の成立、効力、解釈および履行は、日本国法に準拠するものとします。

2.本契約に起因し、または関連する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。